サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

（記載上の注意）

1　「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率（農林中央金庫法第56条第２号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

2　「各国・地域の金融当局が定める比率（%）」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on（per cent of RWA））（当該比率が公表されていない場合には０%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。

3　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

4　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

5　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、０と記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式第八号及び別紙様式第九号の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農林中央金庫法第八十条第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

2　新規則別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農林中央金庫法第八十条第二項の規定による業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

省　令

○財務省・農林水産省令第一号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第八十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営及び人事管理に関する省令及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　**裕**

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営及び人事管理に関する省令及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営及び人事管理に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営及び人事管理に関する省令（平成十五年財務省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令

第一条及び第二条を削る。

第三条中「研究機構に係る通則法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」に改め、同条第一号中「研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「研究機構法」という。）」に「第十号」を「第五号」に、「業務及び」を「業務、」に改め、「規定する業務」の下に「、同条第三項第一号から第三号までに掲げる業務並びに同条第四項及び第五項に規定する業務」を加え、同条を第一条とする。

第四条第二項中「第六条第二項」に改め、同項第二号中「又は第三号」を削り、「資本金の増加、利益及び損失の処理並びに借入金」を「財務及び会計」に改め、同項第三号中「又は第三号」及び「（以下「酒類製造業等関係業務」という。）」を削り、同条を第二条とし、第五条から第八条までを二条ずつ繰り上げる。

第九条及び第十条を削る。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年財務省農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務に係る財務及び会計に関する省令

第一条中「並びに同項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「民間研究促進業務」という。）」を削る。